

2011 年 11 月 15 日

SEC セクレタリー

エリザベス・M・マーフィー様

SEC スタッフ・ペーパー「考えられる組込み方法の探究」（ファイル番号：4-600）」について

この書簡は、2011 年 5 月 26 日に公表された米国証券取引委員会（SEC）のスタッフによる「考えられる組込み方法の探究（Exploring a Possible Method of Incorporation）」（以下、「スタッフ・ペーパー」という。）に関する意見募集に対して回答するものである。スタッフ・ペーパーは、SEC の「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準（IFRS）の組込みに関する検討のためのワークプラン」に基づき発行されている。

財務会計財団（FAF）は、1972 年に組織された独立した民間機関であり、米国財務会計基準審議会（FASB）及び米国政府会計基準審議会（GASB）の監督、管理、及び資金調達についての責任を負う。これらの基準設定主体を通じて、当財団は、財務会計及び報告の設定及び改善を行い、投資家及びその他の財務諸表利用者の意思決定上有用な情報を提供する財務報告を促進している。

IFRS の組込み — 米国が進むべき方向

FAF の評議員会は、米国の資本市場のための財務報告の基準設定に関する適切な方向について、その見解を精緻化してきた。評議員会は、IFRS の米国会計基準（U.S. GAAP）への組込みを、投資家に焦点を当てた高品質の国際的な財務報告基準の継続的な開発のための適切な方向として支持する。評議員会は、この支持に沿って、スタッフ・ペーパーで提示された IFRS を組込むアプローチ（通称、コンドースメントといわれる）に対して多くの修正を推奨している。評議員会の推奨するアプローチ（以下に詳述）は、国際的な基準が、時間をかけて米国会計基準の基礎になるという前提に基づいている。

評議員会の見解は次の点を反映している。

- (1) IFRS と米国会計基準のコンバージェンスにおける近年の有益かつ顕著な進展
- (2) 各国における IFRS の適用又は組込みの水準
- (3) スタッフ・ペーパーを含む SEC のワークプラン
- (4) 利害関係者との協議及び SEC に対して寄せられたコメントレターのレビュー
- (5) 継続的な SEC との協議

SEC スタッフのコンドースメント・アプローチ

評議員会は、SEC スタッフのコンドースメント・アプローチの主要な目的は次の点にあると理解している。

- (1) 長期の時間軸で IFRS に基づく一組のグローバルな会計基準に向けた進展を図ること
- (2) SEC 及び米国の会計基準設定主体（SEC スタッフの想定、或いはこのコメントレターの目的上の FAF の想定では、FASB を指す）が国際的な基準の継続的開発において引き続き主要な役割を果たしていくことを確実なものとする
- (3) グローバルな基準の将来の進展に関する不確実性に対処するため、米国会計基準を維持し、米国の基準設定権限に関して柔軟性を保つこと

SEC のスタッフによるコンドースメント・アプローチは、米国が IFRS を組込むためのいくつかの健全で基本的な考え方を提示している。我々は、これをさらに精緻にすることでこのモデルをより良いものとし、米国の利害関係者の多くの懸念に対処することができると考えている。以下では、さらなる精緻化により便益をもたらすことになる我々が考えているコンドースメント・アプローチのいくつかの側面と、コンドースメントに関する重要な基本的な考え方を要約している。

基本的な組込みの考え方：

- (a) グローバルな会計基準の継続的な開発への米国のコミットメントを明確に示す。
- (b) 米国会計基準を米国の財務報告における法定ベースのものとして維持する。それにより、米国会計基準への準拠が要請されることの多い米国の法律、規制、契約文書等に、新たな会計基準を導入することのコストや複雑性を軽減することになる。
- (c) 米国の資本市場で適用される基準に対する米国の主権を維持する。コンドースメント・アプローチは、IFRS の組込みに関して米国のエンドースメント機能を提供する。
- (d) グローバルな財務報告システムに向かって進むとしても、各国・地域特有の差異や文化的な差異は引き続き存在する可能性が高いことを認識する。その結果、実務的な当面の着地点は、一組の共通の財務報告基準に基づく、比較可能性の高い高品質の会計基準を達成することである可能性がある。
- (e) 米国会計基準を IFRS に基づく国際的な基準の共通プラットフォームに徐々に移行していけるようにする。

さらに精緻化すべき分野：

米国の利害関係者は、コンドースメント・アプローチについて、対処すべきと考えられるいくつかの重要な懸念を示している。それらの懸念は以下の通りである。

- (a) 米国会計基準の設定が国際的な組織に移行することになり、米国の資本市場で投資家保護を継続的に確保する SEC の能力を低下させる。コンドースメントの下では、SEC は、米国会計基準の設定に直接影響を及ぼす唯一の規制当局ではなくなり、国際的な基準の設定に対して間接的に共同の影響力を有する複数の国際的な規制当局の 1 つとなる。
- (b) 重要な権限を早い段階で国際的なガバナンス体制に移すことになる。現在の世界各地における IFRS の適用あるいは組込みは、世界の各経済圏における多数の財務報告体制と同様、今なお進展している。財務報告基準の目的についての世界中の合意は限定的であり、IFRS による財務報告の適用、監査、執行における世界中での首尾一貫性は限定的である。現段階で米国会計基準の主たる権限を国際的な組織に移管することは、米国の資本市場をリスクにさらすことになる可能性があり、それは、米国の基準設定権限の移行をより段階的なアプローチを通じて行うことで軽減できる可能性がある。
- (c) 米国の基準設定主体の役割と影響力を低下させ、米国及びその他の地域における財務報告基準の品質に影響を及ぼす可能性がある。米国の資本市場は、強力かつ積極的な投資家保護に焦点を当てた規制当局、独立して開発されしかも投資家にフォーカスした会計基準の長い歴史、慎重な監査の遵守制度を伴う十分に確立された財務報告の制度から、その恩恵を独自に受けてきた。IFRS の開発は、米国市場やその他の資本市場ほど強固に発展していない多様な市場のニーズに合わせるというプレッシャーに耐え続けることになるだろう。スタッフ・ペーパーで提示されている米国の基準設定主体の役割の低下は、米国会計基準と米国の基準設定主体が、世界中で最も強固で透明性の高い資本市場の投資家のために会計基準を改善する中で提供してきた良い面での影響力を弱めることになる可能性がある。

FAF が推奨する組込みのアプローチ

評議員会が推奨する IFRS の組込みについてのアプローチは、SEC スタッフのコンドースメントの枠組みにおける考え方を受け入れつつ、様々な米国の利害関係者の懸念に対処するものである。この推奨アプローチは、一組のグローバルな会計基準を目指すことは価値ある目的ではあるが、予見可能な将来においてのより現実的な目標は、共通の一組の国際的な基準に基づく、最も発展した資本市場の間での比較可能性の高い（必ずしも同一である必要はない）財務報告基準を達成することであるとの信条に基づいている。

米国の組込みに対するコミットメント

推奨するアプローチは、独立して開発され投資家に焦点を当てた国際的な基準で、米国における国際的な財務報告を改善するか、米国会計基準に基づく財務報告の品質を維持し、かつ、基準間の国際的な比較可能性を高めることにもなる基準を米国会計基準に組込むための1つのモデルである。

この推奨するアプローチでは、米国は、米国の資本市場における財務報告と基準設定に対する主権を維持し、IFRS という共通のプラットフォームに基づく財務報告基準のグローバルな調和による恩恵を認識している SEC と FASB の影響力のある役割を維持することになる。

FASB と国際会計基準審議会 (IASB) は、引き続き、彼らの覚書 (MoU) 項目に関する共同プロジェクトの完成に向けて協力して取り組むことになる。FASB は、IASB のアジェンダに追加された新規のテクニカルプロジェクトについては、独自に基準設定に関わることは控えることになるであろう。米国は、そうした新たな基準の設定に対し、FASB の積極的な関与を IASB に期待するであろう。加えて、FASB は、米国会計基準と IFRS の間に依然として残る重要な差異に対処するプロセスを開発することになる。評議員会は、このアプローチを、FASB がグローバルな会計基準の設定プロセスに参加する方法についての重大かつ慎重な変更と考えている。これらの各項目のより詳細な内容は以下のとおりである。

IFRS が米国の投資家の情報ニーズを満たしていることを確実にするための手段は、IASB の基準設定活動に対する米国の積極的な関与と支援を確保することである。推奨するアプローチではまた、米国の資本市場にとっての IFRS の適切性を FASB が評価するための一組の強固な規準を想定している。

国際的な基準設定に対する米国の積極的な関与と支援

米国の積極的な関与は、多くの側面をもったプログラムとなり、おそらく、以下の事項を含むことになるであろう。

- FASB のメンバーが、IASB の投票権のないオブザーバーの権利を持ち、IASB の審議に参加する権利を有すること（他の主要な市場における国内基準設定主体も同様）。
- FASB と IASB との間で定期的な会合を開き、IASB のテクニカルなアジェンダやプロジェクトについての協議、検討、インプットの提供を行うこと。これには、デュー・プロセス、投資家及びその他の利害関係者に対するアウトリーチ及び審議を含む。
- FASB が、IASB のすべてのアジェンダ項目及び基準に関して（IASB と協力して）米国内でのデュー・プロセス、関係者に対するアウトリーチ及び適用後レビューを実施すること。米国でのそのようなデュー・プロセスやアウトリーチ活動に IASB

が参加し、FASB が IASB のそれらの活動に関する定期的なフィードバックを IASB に提供するためのメカニズムを確立する必要がある。必要なインフラ、テクニカルな能力及び資源を有する他の主要な資本市場における国内基準設定主体は同様に、IASB と相談し、各国・地域において、IASB のアジェンダ項目のデュー・プロセス、利害関係者へのアウトリーチ、適用後レビューを実施する責務を引き受ける可能性がある。

評価の基準

推奨するアプローチでは、FASB は、国際的な基準を米国会計基準に組込むかどうかの判断に際して、国際的な基準と IASB の基準設定プロセスに関する誠実な評価を行うための適切な基準に関する広範な同意を求めることになるだろう。主要な新規の国際的な基準は、それが既存の米国の財務報告を改善するのであれば、米国会計基準に組込むべきである。この改善という考え方は、FASB の基準設定活動の指針となる原則である。他の国際的な基準については、米国における財務報告を維持し、かつ、財務報告の国際的な比較可能性を向上するのであれば組込むことになるであろう。以下は、潜在的な評価基準の要素であり、それらは、FASB がその歴史を通じて基準設定活動の指針としてきたものと整合しており、基準が改善するか、少なくとも財務報告の品質を維持することを示す可能性のある要素である。

- 投資家第一主義 外部への財務報告の主たる目的は、意思決定に有用な情報を投資家及びその他の資本提供者に提供することである。よって、基準の組込みを判断する際、その基準が、財務報告の主たる目標（すなわち、慎重な、あるいはその他の公的政策に資するというよりは、最も強固で透明性の高い資本市場において、投資家及びその他の資本提供者が必要としている情報を満たすためにその基準が設計されている）に合致しているかどうかを検討しなければならない。
- 独立した基準設定 米国会計基準の完全性は、意思決定における客観性と独立性を証明する独立の組織によって基準が設定されていることに依るものである。組込むかどうかを評価する基準が、当該基準を取り巻く政治的な圧力によって大幅に変更されていたり、あるいは品質が大幅に低下していないかどうかを検討しなければならない。
- 強固で参加型のデュー・プロセス 利害関係者の積極的な関与があり、強固で完全かつ透明性の高いデュー・プロセスは、高品質で一般に受け入れられる基準に帰結する可能性がより高いであろう。米国会計基準への組込みを評価する際には、基準を生成するデュー・プロセスの完全性を検討しなければならない。これには、調査の範囲、検討された様々な報告モデル、利害関係者（すなわち、投資家、その他の

資本提供者、作成者及び監査人) へのアウトリーチ及びその参加の度合いの強固さ、審議過程の公開性及び厳格性の検討が含まれる。

- 便益がコストを上回ること 新基準を発行すべきかどうかの判断において重要なことは、提案されている変更によって期待される便益がコストを上回っていること、既に存在する基準を強化するかどうかを決定することである。提案された基準の組み込みの結果生じる米国会計基準の変更は、米国財務報告システムにとって便益がコストを上回ると見込まれるかどうかを検討する必要がある。
- 明快で適切なガイダンス 財務報告基準の主要な目標は、首尾一貫した比較可能な財務報告である。したがって、提案された基準を米国会計基準に組み込むための評価に際しての重要な検討項目は、当該基準がその通りに発行された場合に、首尾一貫して統一的に適用することができるような、十分に明快なガイダンスを提供しているかどうかという点であろう。

MoU 及び関連プロジェクト後の FASB の基準設定主体としての役割

推奨する組み込みのアプローチでは、IASB と FASB との共同開発による MoU プロジェクト（及び保険契約等の関連するプロジェクト）の完了後、FASB は、（前述の IASB の活動への積極的な関与を条件に）IASB のテクニカル・アジェンダに関するプロジェクトの基準設定に独自に関わることを控えることに同意するであろう。これについて、米国は、IASB がこれらの基準を FASB の積極的な関与のもとで設定することを期待するであろう。

MoU 項目及び関連プロジェクトの完了後、FASB はまた、投資家及び他の利害関係者とともに、残りの重要な米国会計基準と IFRS との差異をレビューするプロセスに着手することになる。重要な差異が識別され、国際的な基準が米国会計基準の改善となるか、あるいは、グローバルな比較可能性を促進し、米国会計基準における財務報告の品質を維持することになると合理的に考えられるのであれば、FASB は、その国際的な基準を米国会計基準に組み込む可能性に関して、完全なデュー・プロセスを行うことになる。

米国会計基準設定主体の権限

米国会計基準への組み込みに対するコミットメント次第であるが、組み込みの基準を満たす国際基準について、FASB は、独立した基準設定主体としての権限を維持することになる。それには、米国の資本市場にとって相当に重要なプロジェクトであるが、IASB のテクニカル・アジェンダではアクティブなプロジェクトでない場合に FASB 自身がテクニカル・アジェンダを設定する権限や、国際的なガイダンスが適時に提供されないか、あるいは米国における適切な投資家保護のために必要な詳細さを提供していない場合に、そうした適用のガイダンスを提供する権限を含む。

各国基準設定主体の役割の拡大

現在、世界中の主要な資本市場における他の各国基準設定主体は、より積極的で影響力のある役割を IASB との関係において求めている。提案しているアプローチでは、国際的な基準設定に際して、あらゆる各国基準設定主体の役割を強化するようなモデルを明示してはいないが、そのようなモデルの開発は促進されるべきである。

国際的な基準設定に関する米国の資金拠出

仮に米国が IFRS を米国会計基準に組み込むことを決定する場合には、評議員会は、米国が IASB の年間運営予算について妥当な分担割合で拠出する適切な方法を確立するべきである。IASB への拠出は、FAF の権限の管轄外であるが、FAF は、IASB の年間運営費用の妥当な米国の分担について適切に拠出するメカニズムを開発する努力に助力を惜しまないだろう。

米国の基準設定機能の定期的な見直し

推奨する組み込みのアプローチでは、一組の国際的な会計基準に向けた動きは進化の過程にあり、現実的には、国際的な基準が各国・地域を超えて統一化され、比較可能な最終的な状態に達するのに何年も要すると見込んでいる。定期的に、FAF、SEC 及び FASB は、米国の基準設定主体の役割を継続して再確認し、国際的な基準を取り巻く適用、執行、監査実務が、米国の基準設定主体の役割のさらなる変更が必要になるほどにまで、国際的に首尾一貫した水準に達したかどうかを、判断するべきである。組み込みのアプローチへの移行に関する米国の意思決定から 5 年後に最初のレビューを実施することも 1 つの方法であろう。

結論

評議員会は、米国会計基準の改善を進め、高品質で投資家に焦点を当てた財務報告基準の比較可能性と首尾一貫性を高める組み込みのアプローチを完全に支持している。この書簡で推奨した組み込みのアプローチは、これらの目的を達成するための明確かつ実務的な道筋を提供している。

この推奨するアプローチは、米国の資本市場における投資家保護の促進という SEC の主たる責務を補完し、米国の資本市場における投資家への必要な財務情報の提供という米国の基準設定主体のミッションを強化する。重要なことは、このコメントレターで推奨するアプローチは、コンドースメントに関する枠組みの目的を達成し、グローバルな基準開発への継続的な米国のコミットメントにおける適切かつ慎重な一步を示すものである。

我々の見解を共有する機会に感謝しており、必要であれば、喜んでさらなる協議を行う
つもりである。

敬具

ジョン・J・ブレナン

委員長

財務会計財団
